

〔姫路市〕

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

| 用 途 | 特定建築物 | |
|---|--|-----------------|
| | 用途に供する規模等 | 報告の時期 |
| 1 劇場、映画館又は演芸場 | 地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 200 m^2 、 主階が1階以外にあるもの又は A ₃ (注6) \geq 200 m^2 | 3年ごと |
| 2 観覧場 (注4)、 公会堂又は集会場 | 地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 200 m^2 又は A ₃ (注6) \geq 200 m^2 | 平成32年 7月～10月 |
| 3 病院、診療所 (注5)、 老人ホーム又は児童 福祉施設等 | 地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 300 m^2 又は A ₂ (注3) \geq 300 m^2 | |
| 4 ホテル又は旅館 | 地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 300 m^2 又は A ₂ (注3) \geq 300 m^2 | 3年ごと |
| 5 下宿、共同住宅又は寄 宿舍 | F \geq 6かつ A (注2) > 100 m^2 (Aは6F以上) (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者ゲ ループホーム、障害者グループホームについては地階・ F \geq 3 (注1) 又はA ₂ (注3) \geq 300 m^2) | 平成30年 7月～10月 |
| 6 学校 | 地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m^2 | |
| 7 体育館、博物館、美術 館、図書館、ホール、 場、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツ練習 場 | 地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) \geq 2,000 m^2 (学校に付属するものについてはA > 2,000 m^2) | 3年ごと |
| 8 百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売 業を営む店舗 | 地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 500 m^2 又は A ₂ (注3) \geq 500 m^2 | 平成31年 7月～10月 |
| 9 事務所その他これに 類するもの | 地階・F \geq 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m^2 を超える建築物に限る】 | |

- (注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m^2 を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A₂ : その用途に供する2階部分 (避難階除く) の床面積の合計を示す。
- (注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注6) A₃ : 客席部分の床面積の合計を示す。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

| 用 途 | | 建築設備（注3） | |
|-----|---|---|--------------|
| | | 用途に供する規模等 | 報告の時期 |
| 1 | 劇場、映画館又は 演芸場 | 地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外に あるもの | 毎年 7月～10月 |
| 2 | 観覧場（注4）、 公会堂又は集会場 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ² | |
| 3 | 病院、診療所（注5）、 老人ホーム又は児童 福祉施設等 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ² | |
| 4 | ホテル又は旅館 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ² | |
| 5 | 博物館、美術館、図書 館、ホーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ² | |
| 6 | 展示場、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バー、ダ ンスホール、遊技場、公衆 浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売 業を営む店舗 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ² | |
| 7 | 事務所その他これに 類するもの | 地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m ² を超える建築物に限る】 | |

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

(注3) 建築設備 : [換気設備] 煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。

政令第112条第16項の規定による。

: [排煙設備] 機械排煙に限る。

: [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

| 用 途 | | 防火設備（注8） | |
|-----|--|--|--------------|
| | | 用途に供する規模等 | 報告の時期 |
| 1 | 劇場、映画館又は 演芸場 | 地階・F \geq 3（注1）、 主階が1階以外にあるもの又は A ₃ （注6） \geq 200m ² | 毎年 7月～10月 |
| 2 | 観覧場（注4）、 公会堂又は集会場 | 地階・F \geq 3（注1）、 A ₃ （注6） \geq 200m ² | |
| 3 | 病院、診療所（注5） | 地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3）（2階部分に患者の収容施設があるものに 限る） \geq 300m ² 、 | |
| 4 | ホテル又は旅館 | 地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3） \geq 300m ² | |
| 5 | 共同住宅、寄宿舎又は児 童福祉施設等（高齢者・ 障害者の就寝の用に供 するものに限る）（注9） | 地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3） \geq 300m ² 、 A ₄ \geq 200m ² （注7） | |
| 6 | 次のうち学校に付属し ないもの（体育館、博物 館、美術館、図書館、ホ ーリング場、スキー場、スケ ート場、水泳場又はスポ ーツ練習場） | F \geq 3（注1）、 A（注2） \geq 2,000m ² | |
| 7 | 百貨店、マーケット、展 示場、キャバレー、カフェ、ナ イトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店又は物品 販売業を営む店舗 | 地階・F \geq 3（注1）、 A ₂ （注3） \geq 500m ² A（注2） \geq 3,000m ² | |

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分（避難階除く）が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分（避難階除く）が100m²を超えるものをいう。

(注2) A : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。

(注3) A₂ : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。

(注4) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

(注5) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

(注6) A₃ : 客席部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。

(注7) A₄ \geq 200m² : その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上の建築物。

(注8) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）

(注9) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
 二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
 三 助産所
 四 盲導犬訓練施設
 五 救護施設、更正施設
 六 老人短期入所施設等
 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 八 母子保健施設
 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。